

株 式 会 社 村 田 製 作 所

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条

当会社は、株式会社村田製作所と称し、英文では、Murata Manufacturing Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 窯業および化学製品の製造ならびに売買
2. 電子および電気機器、同部品および同材料の製造ならびに売買
3. 医療機器の製造販売、製造および販売
4. その他の機械、同部品および同材料の製造ならびに売買
5. 情報、ソフトウェアならびに通信サービスの提供
6. 各種計測ならびに分析に係るサービスの提供
7. 施設保守、造園、清掃、廃棄物処理等の環境整備に関する業務
8. 前各号に関する技術およびノウハウの供与ならびに指導
9. 各種印刷、書籍の出版ならびに販売
10. 旅行斡旋、損害保険代理、生命保険募集、倉庫、貨物運送に関する業務
11. 労働者派遣、有料職業紹介ならびに能力開発および教育訓練に関する業務
12. 美術品、工芸品および不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理
13. 燃料、食料品、酒類、日用雑貨および教育機器の販売
14. レストラン、喫茶店等の飲食店の経営
15. 有価証券の保有、運用ならびに投資
16. 発電および電気の供給
17. 以上に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条

当会社は、本店を京都府長岡京市におく。

(機 関)

第 4 条

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条

当会社の発行可能株式総数は、17 億 4,300 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条

当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条

- ①当会社は、株主名簿管理人をおく。
- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規定)

第12条

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第 15 条

- ①株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条

- ①株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条

- ①株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。
- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(員 数)

第 19 条

当会社の監査等委員でない取締役は 15 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条

- ①取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条

- ①監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（役付取締役）

第 22 条

当会社は、監査等委員でない取締役のなかから取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定する。

なお、必要があれば取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。

（代表取締役）

第 23 条

①取締役社長は、代表取締役とする。

②前項のほか、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役のなかから、5 名以内の代表取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 24 条

①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（招集手続）

第 25 条

①取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。

②取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第 27 条

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規定）

第 28 条

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

（報酬等）

第 29 条

①取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

②前項の取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合に受ける使用人給与は含まない。

（取締役との責任限定契約）

第 30 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第 31 条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集手続)

第 32 条

- ①監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。
- ②監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会規定)

第 33 条

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 35 条

剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 36 条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 37 条

- ①配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- ②前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

平成 28 年 6 月開催の第 80 回定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の会社法第 427 条第 1 項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。

(2019 年 4 月 1 日改定)